

花巻市社会福祉協議会 経営基盤・発展強化計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度



社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会

経営基盤・発展強化計画

I 経営基盤・発展強化計画のめざすもの

社会福祉法人花巻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の基本理念である「花巻市民が安心して自立した生活ができるまちづくり」の実現のために、第2期地域福祉活動計画を策定し、住民主体の住民福祉活動計画と、その住民福祉活動計画を支援する地域福祉推進計画を、組織として着実に推進していくためには、ガバナンスの強化や事業運営の透明性が求められ、併せて、必要な人材の確保や財務などの経営基盤の整備、組織運営体制の強化が一層必要であり、地域福祉を推進する団体として、ビジョンを示していくことが重要です。

そのためにも、中期的な視点で経営戦略や組織の方向性を明確にし、経営基盤・発展強化計画を策定することにより、具体的な方策等を内外に明らかにし、地域住民や行政、福祉関係団体へ説明責任を果たしていく一つとするものです。

また、本会は多くの職員が介護保険事業や障害者総合支援事業に携わり、その事業収入が地域福祉の推進に大きな割合を占めています。安定した法人運営のもとで地域福祉の推進を継続していくためには、介護保険事業及び障害者総合支援事業を安定させ継続的に運営していくことも必要不可欠となっています。

本計画については、社会情勢や環境の変化等に対応しながら、「市民が求めているもの・期待しているものは何か」を常に問いかけながら、公共性の高い社会福祉法人として継続的に安定した組織をめざすものとして、本計画を位置づけています。

II 花巻市社協の使命

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体（※社会福祉法第109条に位置づけられている組織）であり、地域で抱えている福祉問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを使命に、市民の皆様や社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、民間組織としての自主性と公共性、専門性を生かし幅広い視点で、「花巻市民が安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」をめざして、地域福祉推進の仕組みづくりを進めます。

また、本会が果たすべき使命をより明確にするため、毎年度スローガンを掲げ、令和5年度においては「人と人がつながり 幸せを実感できる地域づくり ～お互いさまのまちづくり」として行動しています。

（市町村社会福祉協議会）

社会福祉法第109条(中略)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉を推進する団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参

加し、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

Ⅲ 花巻市社協の基本方針(行動方針)

本会は、社会福祉制度をめぐる改革の動向と課題等を踏まえ、全社協が策定した「社協・生活支援活動強化方針」と花巻市保健福祉総合計画を具現化し、「花巻市民が安心して自立した生活ができるまちづくり」の実現に向けて、以下の方針のもとに事業を展開します。

「行動指針の柱」

- (1) あらゆる生活課題への対応
- (2) 地域のつながりの再構築

「行動方針の柱」

- (1) アウトリーチの徹底
- (2) 相談・支援体制の強化(総合相談体制の構築、生活支援体制づくり)
- (3) 地域づくりのための活動基盤整備
- (4) 行政とのパートナーシップ

全社協「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランから抜粋

Ⅳ 花巻市社協の組織運営方針

本会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い民間の福祉団体として、以下により組織運営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす
- (2) 事業の展開に当って、住民の参加、協力を得て行う
- (3) 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う
- (4) すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する

全社協「市区町村社協経営指針」から抜粋

V 花巻市社協の経営方針

本会は、地域住民や行政、福祉関係者等と共に、住民や地域が抱えている多様化、深刻化する福祉課題・地域課題に対して、その解決を図るために効率的・効果的にかつ確実に実行していくために、経営基盤強化と人材の確保・育成、事業運営の透明性の確保に努め、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進していきます。

併せて、社会福祉法等の関係法令の改正、施策の動向など時代の流れに取り残されることなく、最良の選択をしながら適切な法人運営を役職員が一体となって「オール花巻社協」で進めていきます。

VI 花巻市社協の組織・機構図

本会の組織・構成は評議員 35 人、役員は理事 15 人・監事 3 人であり、二課制となっています。そのほか介護保険事業所、障害者総合支援事業所等、本所及び 3 支所、花巻市役所新館等を事業推進拠点とし、職員数は 274 人(令和 5 年 12 月 1 日現在)となっています。

また、内部組織として、10 の社協支部を組織し地域福祉を推進しています。

(現在の本会組織・機構図は P14 参照)

VII 基盤強化に向けた現状分析・課題

本計画を策定するにあたって、部門毎に現状を把握することが重要であり、その一つの手法として「SWOT(スウォット)分析」により、事業状況等を「強み」「弱み」「機会」「脅威」の 4 つの項目で整理し、分析を行いました。

分析を行うことで、事業の戦略方法を明確にし、計画への説得力を持たせています。

それら、整理・分析した中での、現状と課題における「弱み」「脅威・危機」と思われる主なものは、以下のとおりとなります。

■【法人運営部門】

- ① 社会構造の変化や経済の低迷、高齢化等により、複合的な課題を抱える市民が増えている。
- ② 人口減少に伴う労働人口の減少等により、人材確保が困難になっている。
- ③ NPO や社会福祉法人による公益事業の増加など、地域福祉に関わる団体等の多様化により、社協が果たす役割も変革が求められている。
- ④ 社協組織がわかりにくいなど、市民の社協業務全体に対する理解度が高いとは言えない。
- ⑤ 女性職員の割合は高いが、女性管理職や女性役員の割合が低い。

- ⑥ 業務の専門性が高いことで、他の業務や職種に対する理解度が低いことにより、同一法人内でありながら連携が不十分な場合がある。
- ⑦ 保有施設の老朽化により、年々維持・管理費が嵩んでいる。
- ⑧ 介護保険事業の業績悪化により、自主財源の一部が減少しており、法人組織運営に影響する懸念がある。

■【地域福祉活動推進部門】

(1) 地域福祉課(地域福祉)

- ① ボランティア、福祉関係者等の高齢化等により団体の解散や担い手不足が顕著である。
- ② ひとり暮らし高齢者の急激な増加など身寄りのない高齢者が増えている。
- ③ これまで実施している事業を、踏襲的に行うことが多く変革・改革の意識に欠けている。
- ④ 福祉教育のメニューや子どもを対象とした事業が少ない。

(2) 訪問相談事業

- ① 複合的な課題を抱えた世帯が増加している。
- ② 民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）との連携が不可欠だが民生委員児童委員不在の地区がある。
- ③ 支援が必要な世帯の全体把握が出来ていない。

(3) 生活困窮者自立支援事業

- ① 物価が高騰し、生活に困窮している世帯が増加している。
- ② 自分から SOS を発することができない人が増加傾向にある。
- ③ 就労準備支援において職業紹介で支援できる企業・業種が少ない。
- ④ 事業の周知が十分とは言えない。

(4) 地域包括支援センター・認知症地域支援推進員

- ① 核家族化の進行や若年層の人口流出など家族の支援力が低下している。
- ② 2025 年問題など認知症高齢者が増加しているが、認知症への地域の理解、浸透が十分とは言えない。
- ③ 8050 問題など社会的課題が複雑化しているが、相談に対応する体制づくり、切れ目のない相談体制が十分とは言えない。
- ④ 地域社会資源の発掘、新たなしくみづくりの機能が十分に発揮されていない。
- ⑤ 専門的なスキルを高めるため職員の長期的な人材育成が必要となっている。

■【在宅福祉推進部門(介護保険部門)】

(1) 訪問介護(障がい居宅含)

- ① 在宅での家族の関わりへの希薄化及び老老介護や認知介護など家族の介護力が低下している。
- ② サービス提供地域が広く稼働場所が点在し、移動時間や移動経費負担が増加している。
- ③ 職員の高齢化等により ICT の導入に消極的である。

(2) 通所介護(障がい者基準該当含)

- ① 人口減少や核家族化の増加により、在宅要介護高齢者が減少し、逆に入所施設が増えたことで、利用者が減少している。
- ② 健康寿命が延び前期高齢者等が増加していることで、機能訓練に特化した短時間利用が増加し、長時間利用のニーズは減少気味である。
- ③ 機能訓練加算に対応できる有資格者がおらず、提供内容に特徴がないうえ事業所加算も取れない。
- ④ 知的・精神障害に対する専門的知識を持った職員がいない。

(3) 居宅介護支援(予防支援含)

- ① 介護保険等制度改正に伴う事業環境の変化への理解促進が課題となっている。
- ② 生活上の複雑な課題を抱える高齢者の増加に伴う介護相談業務の負担が増加している。
- ③ 花巻市内の要支援・要介護者認定者数が減少している。

(4) 訪問入浴介護(障がい入浴含)

- ① 要介護者の在宅率の減少に加え、他法人の訪問入浴事業所6ヵ所と競合しており、利用者減の要因となっている。
- ② 事業所の特徴等の周知・PRが不足している。

■【障がい児・者福祉推進部門】

(1) 児童発達支援センターイーハトーブ養育センター

- ① 広域からの利用が可能だが、範囲が広く遠方までの送迎は困難である。
- ② 契約利用で成り立っている事業となるため、感染症等による経営への影響が大きい。
- ③ 障がいが高く、支援の必要性が高い利用者が複数在籍することが多く、基準以上の職員配置が必要となっている。加えて待機児童が複数いる状況となっている。
- ④ 支援時間外の預かり保育を積極的に受け入れるのは難しい現状。

(2) 放課後等デイサービス事業所

- ① 長期休み等は職員配置の関係から受け入れに制限をかけなければならない。
- ② 地域交流の場や保護者の集まりの場が作れていない。
- ③ 「預かり時間が長い」「学校までの送迎サービス」「学童と併設」など、本事業所にはない特徴を持った他事業所が増えてきた。
- ④ 17時以降や土日祝日利用等、利用者ニーズが多様化し、本事業所の現状と合わなくなってきている。

(3) 多機能型事業所

- ① 重度の利用者が多く体調不良や入院等により、長期欠席になるケースが多く、安定した事業所経営が難しい。
- ② 利用者の年齢幅が大きく、活動計画の設定が難しい。
- ③ 学校の長期休業中は利用者数が増え、利用希望に添えないことがある

(4) 障害者地域活動支援センター

- ① 市外からの転入者の利用について、一部法的な利用制限がある。
- ② 多様な障がい等に伴い、他利用者へ悪影響を及ぼすことがあり、対応が困難化してきている。
- ③ 市内に同じ事業所がないことにより利用者が集中してきている。

(5) 障害者相談支援

- ① 多様な障がいへの対応が困難化してきている。
- ② 対応が頻回になる利用者が多いが、相談案件ごとの単価契約に変わり、委託単価に反映されない対応が増えており、安定した事業運営が困難となってきた。
- ③ 業務は資格・経験が必要となるため、退職等に伴う人材の確保が困難化している。

(6) 就労継続支援B型事業

- ① 市内に同種事業所の開業があり、競合化しているが他事業所との差別化が難しい。
- ② 潜在する障がい者(ひきこもり)の社会進出をどのように促していくかが課題となっている。
- ③ 利用者の高齢化に伴い作業量が低下してきている上、軽易な作業が不足し作業の割り振りに苦慮している。

VIII 基盤強化に向けた重点目標(柱)と経営基盤・発展強化に向けた取り組み

基盤強化に向けて、現状分析と課題の整理から、本計画では、次の4つを重点目標(柱)とし、戦略的に以下について着実に取り組みを進めていきます。

【法人運営部門】

市民の福祉向上に資する組織をめざし、役職員が一体となった組織運営と財政基盤強化

【地域福祉活動推進部門】

住民が住み慣れた地域で心身共に健康で安心して生活できるよう、身近な地域で支えあう仕組みづくり

【在宅福祉推進部門(介護保険部門)】

高齢者等が自立した生活を送ることが出来るよう、利用者の特性を活かした適正なサービス提供と、健全・適切な体制による持続可能な事業運営

【障がい児・者福祉推進部門】

障がい児者の個々の特性に応じた地域生活支援・援助及び家族支援を推進し、関係機関との連携、ネットワークを図りながら適切なサービス提供

【法人運営部門（総務課）】

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着を強化し、地域のニーズに沿った公益性の高い事業展開を充実させ、市町村社協として果たすべき役割を明確にし、市民理解を深めていく。 ・介護保険事業及び障害者自立支援事業における市民ニーズを踏まえた適正規模での運営を図るため、事業所統合を含めた事業の効率化・適正化を図り、収益性の確保と、経営基盤の強化に努めると共に、優先順位を明確にししながら保有施設等の計画的な修繕・整備を進める。 ・社会福祉士等の有資格者の新卒採用を定期的に進めるなど、人材の確保・定着化を図る。 ・女性役員割合 30%をめざすと共に、今後も女性管理職を積極的に登用するなど、男女共同参画を推進する。 				
年 次 計 画					
実 施 項 目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
地域密着の強化、地域のニーズに沿った公益性の高い事業展開、市町村社協としての役割の明確化	研究	検討	実施		
介護保険事業及び障害者自立支援事業の事業の統合、適正規模での運営など事業の効率化・適正化	評価	検討	見直 or 継続		
介護保険事業及び障害者自立支援事業の収益性の確保と、経営基盤の強化	継続（実施）				
広報紙（年6回）の発行時期・ページ数・発行回数の精査と、効率的、効果的な情報発信、認知度の向上	検討	実施			
職員研修会等における各セクションからの業務事例の発表や業務報告会等を行い、組織横断的な情報共有化を推進	検討	実施			
優先順位を明確にししながら保有施設等の計画的な修繕・整備	検討	実施			
社会福祉士等の有資格者の新卒採用を定期的に進めるなど、人材の確保・定着化	実施				
女性役員割合 30%と、女性管理職を積極的に登用し、男女共同参画を推進	研究	検討	実施		

【地域福祉活動推進部門】

(1) 地域福祉推進

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターと訪問相談員が連携し、訪問相談員が把握する対象世帯の情報から、ひとり暮らしや身寄りのない方など、支援が必要な方の早期発見を行い、必要な支援に繋げる。

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手を民生委員児童委員や区長等の役職者に限定せず、広く一般住民を対象として福祉教育・啓発事業を行う。 ・業務・事業の精査と見直しを行い、スリム化・効率化を図る。(少ない人員でも有効な事業をめざす。) ・民児協や区長会、コミュニティ会議等との懇談会の実施による社協事業への理解促進と連携・協働による地域福祉の取り組み。 ・子どもの支援を行う団体と連携・協働し、子どもを対象とした地域福祉事業を企画する。 ・福祉教育のメニューとして、災害時のボランティアセンターの運営について周知を行う。

年次計画

実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
CSWと地域福祉訪問相談員の連携と、困難世帯への対応方法マニュアルを作成	検討	実施			
地域福祉の担い手を民生委員や区長等の役職者に限定せず、広く一般住民を対象として福祉教育・啓発事業の実施	継続				
業務・事業の精査と見直しを行い、スリム化・効率化を図る。	検討	見直			
子どもの支援を行う団体と連携・協働し、子どもを対象とした地域福祉事業の企画	継続				
福祉教育に災害時のボランティアセンターの運営についてをメニュー化	検討	実施			

(2) 訪問相談事業

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の不在地区のある民児協と連携を密にし、また地域包括支援センターや地域福祉コーディネーター等からの情報提供をもとに支援を必要とする世帯の取り残しを防ぐ。 ・複雑な課題を抱えた世帯からの相談は、地域包括支援センターや総合相談センター（生活困窮者支援）等の専門知識を活かし対応する。

年次計画

実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
民生委員児童委員との連携強化と、地域包括支援センター等からの情報提供をもとに、支援の取り残しを防ぐ	検討	実施			
複雑な課題を抱えた世帯からの相談は、地域包括支援センター及び生活困窮者支援等の専門知識を活かし対応	継続（実施）				

(3) 生活困窮者自立支援事業

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就労体験や直接就職できる企業を増やす。 ・就労経験がない人、長期間離職している人等へ就労体験ができる場を提供する。 ・関係機関や企業等へのチラシ配布等による認知度を高める。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
就労体験や就職企業を開拓する。	継続（実施）				
就労未経験者、長期離職者等への就労体験の提供	検討	実施			
関係機関や企業等へのチラシ配布等による認知度を高める	作成	周知・配布			

(4) 地域包括支援センター・認知症地域支援推進員

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークづくりを進め、地域の社会資源を発掘すると共に、見出された課題の解決に向け、関係機関・多職種、地域住民との連携により新たな社会資源の開発に取り組む。 ・2025年問題、8050問題や核家族化による家族の支援力の低下など、直面する地域の課題について、相談支援体制の充実を図るとともに、地域の様々な主体による取り組みを支援し、支えあいの地域づくりを推進する。 ・全世代・全対象型の相談支援体制を可能とするため、関係機関との連携を強化し、必要な制度につなぐ仕組みづくりを推進するための人材確保と長期的な人材育成を行う。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
地域の社会資源発掘と課題解決に向け、多職種及び地域住民との連携による新たな社会資源の開発	検討	実施			
直面する地域の課題について、相談支援体制の充実	継続（実施）				
地域の様々な主体による取り組みを支援し、支えあいの地域づくりを推進	継続（実施）				
人材確保と長期的な人材育成	検討	実施			

【在宅福祉推進部門（介護保険部門）】

(1) 訪問介護(障害者居宅含む)

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者の生活を支えるため、専門職に限らない多様な担い手及び地域組織の育成強化に協力する。 ・活動時間を柔軟に設定し、曜日や時間限定のパート職員などの活躍の場を確保する。 ・事務処理等ICTを導入し、訪問時間を確保する。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
専門職に限らない多様な担い手及び地域組織の育成強化への協力	検討	実施			
活動時間を柔軟に設定し、曜日や時間限定のパート職員の活躍の場を確保	継続				
事務処理等ICTの導入	研究	検討	実施		

(2) 通所介護（障害者基準該当含む）

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮等により在宅介護を余儀なくされている世帯(介護者)への支援に取り組み、利用者に寄り添う事業所をめざす。 ・「介護」を専門としている職員が「予防」「運動機能維持」に意識をシフトすることで、重度者・軽度者、両者へのサービスを提供する。 ・利用者が必要とする機能訓練を実施するため有資格者の配置に向けた検討を行う。 ・現在の職員体制でとれる加算を探し、特徴ある事業所をめざしていく。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
生活困窮等の世帯(介護者)を漏らすことなく支援し、利用者に寄り添う事業所	研究	検討	実施		
介護職員の「予防」「運動機能維持」の意識づけと、重度者・軽度者、両者へのサービス提供	検討	実施			
機能訓練を実施するため有資格者を配置	検討		実施		
現在の職員体制でとれる加算の取得	研究	検討	実施		

(3) 居宅介護支援(予防支援含む)

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所のスムーズな連携により、介護保険制度改正による事業環境の変化に迅速かつ適切に対応し、利用者本位のサービスの展開をめざす。 ・様々な相談に対し、いち早く対応できる体制づくりを図るため、職員の相談技術のスキル向上のための研修機会を図る。 ・生活課題を法人内の各介護事業所等と必要に応じて情報共有し、リアルタイムでの対応が可能となるよう連携する仕組みづくりを進める。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
介護保険制度改正による事業環境の変化に迅速かつ適切に対応し、利用者本位のサービス展開	継続（実施）				
職員の相談技術のスキル向上のための研修機会を創出	検討	実施			
多様化する諸課題を法人内の介護保険事業所での情報共有等、連携する仕組みづくり	検討	実施			

(4) 訪問入浴介護(障がい入浴含)

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法人内での多職種連携を深めて、無駄のないサービスの提供に努める。 ・事業周知しながら、関係機関と連携を図り、隣接する市町村へも事業展開を行っていく。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
法人内での多職種連携を深め、無駄のないサービス提供	検討	実施			
隣接する市町村へも事業展開	継続（実施）				

【障がい児・者福祉推進部門】

(1) イーハートーフ養育センター（児童発達支援・放課後等デイ・多機能型）

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターは就学前までの利用となるが、併設事業の放課後等デイサービスの利用や、重度心身がいがいの利用者は多機能型こすもすの利用も可能で、児童期以降の青年期の利用や、その方のライフステージに応じた利用の仕方、ご家族、ご本人の希望があれば、他事業所、機関を紹介する。 ・障がいが高く、発達支援の優先度が高い利用者がいても、配置基準の問題等で利 				

	用できないということがないよう、必要に応じて、適切な人員配置を行う。 ・家庭支援の必要に応じて、できる限り相談支援部門と情報共有し支援する。				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
当センター内の就学前のライフステージに応じた事業所間の利用の推進	検討	評価	実施		
重度の障がいや発達支援など、支援を必要とするお子様を取り残すことなく、適切な職員配置による支援	検討	評価	実施		
家庭支援の必要に応じた相談支援部門との情報共有による支援	継続（実施）				

(2) 障害者地域活動支援センター

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所と一体となって、障がい者の活動拠点として、充実させていく。 ・利用率の低下を招かないよう利用者の適切な指導を行う。 ・事業の必要性を積極的に様々な機会を通じて、アピールしていく。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
障がい者の活動拠点として充実	継続（実施）				
利用率の低下を招かないよう利用者への適切な指導	継続（実施）				
事業の必要性を様々な機会を通じて、アピール	継続（実施）				

(3) 障害者相談支援

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携を図りながら運営に必要な事業収入を確保するため、適切な利用者対応を行う。 ・事業の必要性を様々な機会を通じて、積極的にアピールしていく。 ・事業所の開所実態と適正な人員配置を検討していく。 				
年次計画					
実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
行政と連携し、適切な利用者対応と事業収入の確保	継続（実施）				
事業所の開所実態と適正な人員配置検討	随時検討				

(4) 就労継続支援B型事業

取り組み	弱みと脅威・危機を回避し、発展強化していくための戦略				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業所と差別化を図るため、2トントラックや結束機のPRに努め、更なる受注拡大を図る。 ・利用が期待される障がい者(ひきこもり)の社会進出を促すため、行政に促進のための対策強化を働きかける。 ・利用者の特性を見極め、適切な作業及び指導を行う。 ・作業手順の整備を図り、作業指導の基盤を充実させ早期作業の習熟と安定した品質の確保を図る。 				
年 次 計 画					
実 施 項 目	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
他事業所と差別化を図るためPRに努めながら、受注拡大を図る	継続（実施）				
障がい者のひきこもりの社会進出のため、対策強化等の行政への働きかけ	継続（実施）				
利用者の特性の把握、適切な作業及び指導のほか、作業手順の整備と、早期作業の習熟と安定した品質の確保	継続（実施）				

【評議員構成】

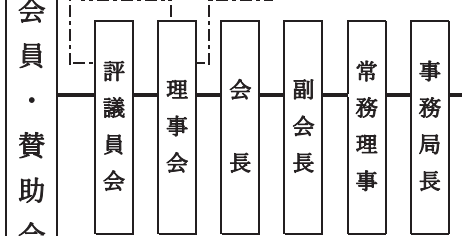
社協支部6～7人、市民児協3～5人、市区長会3～5人、女性団体2人(市婦協、食改協)、社会福祉関係団体2人(市精神障害者家族会、市手をつなぐ育成会)、教育関係機関1人(市小中学校長会)、商工会議所1人、農業協同組合1人、青少年健全育成関係団体1人(市教振)、福祉当事者団体1人(市身障協)、社会福祉事業経営者2人(法人立保育協、知的障害者施設)、ボラ活動団体2人(ボラ連、日赤奉仕団)、地域活動団体2人(コミュニティ会議)、市共同募金委員会1人、学識経験を有する者1人(工業クラブ)、行政機関1人
計 30～35人

監事 3人

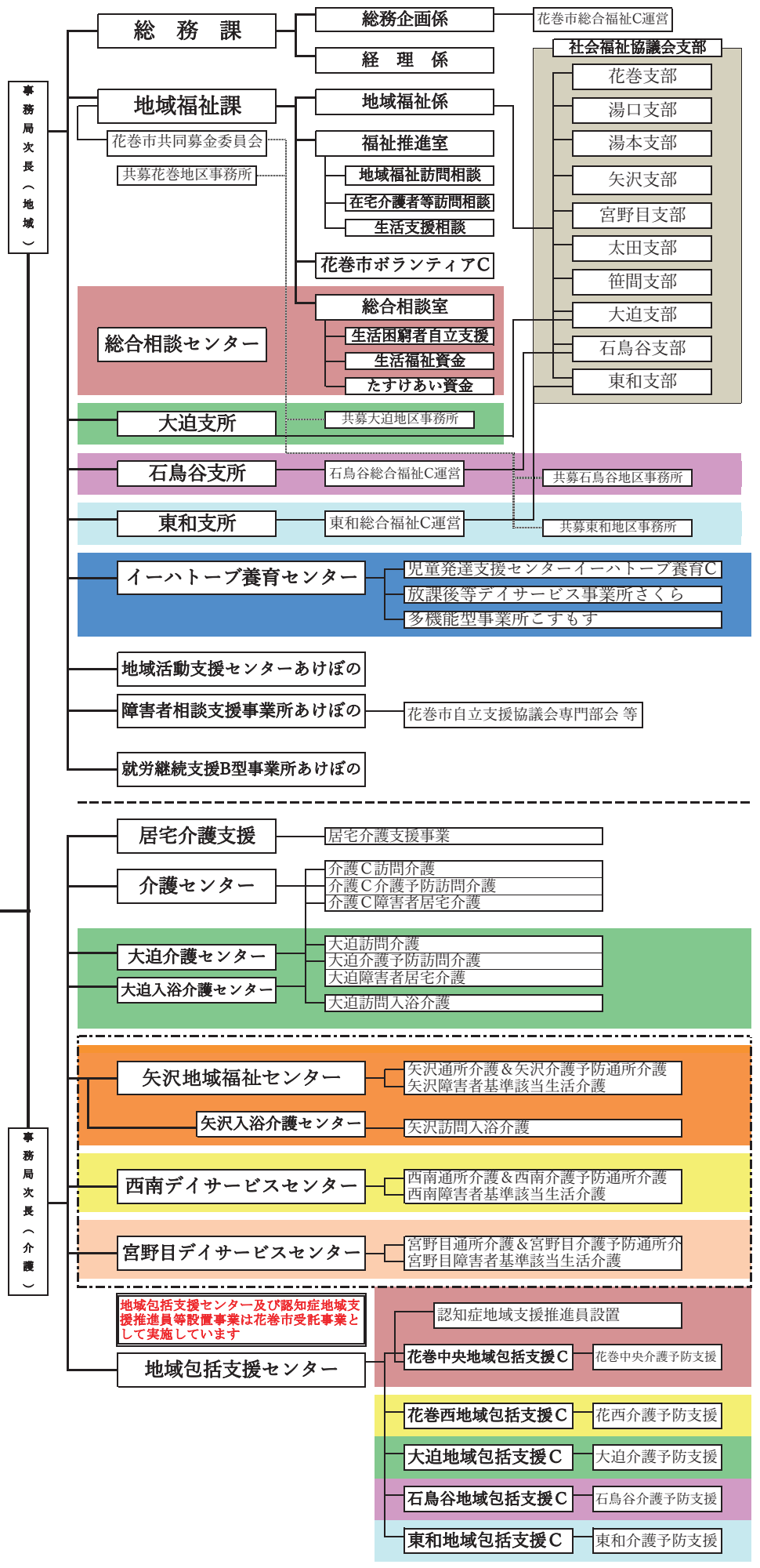
- ・財務諸表等を監査し得る者2人
- ・社会福祉事業経験者1人

【理事構成】

社協支部1～3人、市民児協1人、市区長会1人、社会福祉関係団体1～2人(市老連・ライオンズ)、女性団体1～2人(市婦協、食改協)、市身障協1人、社協経営施設1人、ボランティア連絡協議会1人、行政機関1人、学識経験を有する者2人
計 10～15人



- 【事業所等の所在地】**
- 花巻市石神町364番地 花巻市総合福祉C
法人本部(総務課、地域福祉課)
・居宅介護支援
・介護センター訪問介護事業所等
 - 花巻市石神町364番地 花巻市総合福祉C隣
・就労継続支援B型事業所あけぼの(1F)
・障害者地域活動支援センターあけぼの(2F)
・障害者相談支援事業所あけぼの(2F)
 - 花巻市大迫町大迫13-23-1 大迫保健福祉C内
・大迫支所(大迫地域包括支援センター)
 - 花巻市石鳥谷町好地6-10-3 石鳥谷総合福祉C
・石鳥谷支所(石鳥谷地域包括支援センター)
 - 花巻市東和町安俣6区71 東和総合福祉C
・東和支所(東和地域包括支援センター)
 - 花巻市高松3-85-1
・矢沢地域福祉センター
 - 花巻市轟木7-188-1
・西南デイサービスセンター
・花巻西地域包括支援センター
 - 花巻市西宮野目6-97-1
・宮野目デイサービスセンター
・石鳥谷訪問介護事業所(休止)
 - 花巻市不動町一丁目1-2
・イーハトーブ養育センター
 - 花巻市花城町9-30(花巻市役所新館内)
・花巻市社会福祉協議会総合相談センター
・総合相談室
・花巻中央地域包括支援センター



花巻市社会福祉協議会 経営基盤・発展強化計画

令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

<計画作成・発行>

〒025-0095

花巻市石神町 364 番地 花巻市総合福祉センター

社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会

電話 0198 (24) 7222 FAX 0198 (29) 4636

メール hanamaki-syakyo.vo@proof.ocn.ne.jp